

●香川県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指 定 番 号 中土指道 第20号

2 指 定 年 月 日 平成18年12月27日

3 指定道路の位置

変更前 坂出市笠指町933-6、933-7及び933-8

変更後 坂出市笠指町933-4、933-6、933-7、933-8、933-11及び933-12

4 指定道路の幅員とその延長

変更前 幅員 4.00メートル

延長 13.50メートル

変更後 幅員 4.00メートル

延長 39.28メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。